



## 新型コロナウイルス対策・農林水産業者支援給付金のおしらせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響を受けている生産者を支援するため、対象となる経営体に対して支援金を給付します。

### 給付額

**一律10万円**（1事業主あたり1回。指定口座への振込となります。）

### 対象者

以下すべてに該当する農林水産業者※（法人を含む）

- 町内に住所を有すること（法人の場合は町内に本店を有すること）
- 町内で1年以上農林水産業を営んでおり、今後1年以上継続して事業を営む予定であること
- 令和元年中の農林水産業に係る収入が50万円以上であること
- 令和元年中の収入全体における農林水産業に係る収入の割合が5割以上であること
- 令和元年中の収入について確定申告等の税申告をしていること
- 令和2年3月から5月までの農林水産業に係る収入の合計が、前年3月から5月までの農林水産業に係る収入の合計と比較して1割以上減少していること**

※この給付金で「農林水産業者」とは、日本標準産業分類に規定する産業で以下のものをいいます。

- ・大分類Aー農業及び林業（小分類014 園芸サービス業、024 林業サービス業を除く）
- ・大分類Bー漁業

※ 園芸サービス業、林業サービス業は、「美里町新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金」の対象となるため、この制度の対象外となります。

※（例）建設業と農業を営むかたで、既に「美里町新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金」の給付を受けているかたは、この制度の対象外となります。

### 申請受付期間

**令和2年9月1日（火）～令和2年11月30日（月）** ※郵送の場合は到達分

申請方法・提出書類については、裏面をご確認ください。

## 申請方法

下記の提出書類を、農林商工課まで原則「郵送」で提出してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でお願いします。

切手等をご用意をお願いします。申請書類の返却は行いませんのでご了承ください。

**送付先** 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1  
美里町役場 農林商工課 農林水産業者支援給付金担当あて

## 提出書類

### 個人のかた・法人 共通の提出書類

- 申請書（美里町役場ホームページからダウンロードできます）・・・・・・・・・・   
※農林商工課窓口でも配布しています。
- 令和2年3月～5月及び前年3月～5月の収入を証する書類  
※JA等から配布された振込明細通知書、青果物生産者・品名・年月別実績表、売上台帳、  
その他確定申告の基礎となる書類などの写しをご用意ください。
- 申請者名義の通帳の写し（通帳を開いた1、2ページ目の写し）

### 個人のかたの提出書類

- 青色申告の場合  
令和元年分の確定申告書第一表の控えの写し 及び 所得税青色申告決算書の控えの写し
- 白色申告の場合  
令和元年分の確定申告書第一表の控えの写し 及び 収支内訳書の控えの写し
- 住民税申告の場合  
令和元年分の申告書の控えの写し 及び 収支内訳書の控えの写し  
※収受日付印が押印されているもの。e-Taxによる申告は「受信通知」を添付すること。

### 法人の提出書類

- 履歴事項全部証明書の原本または写し
- 令和元年中の収入が分かる書類（確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え）  
※収受日付印が押印されているもの。e-Taxによる申告は「受信通知」を添付すること。

## 留意事項

- この給付金は、所得税の課税対象収入となります。
- 下記の場合は支給対象外となります。
  - (1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、宗教団体及び有限責任事務組合
  - (2) 美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者
  - (3) 農林水産業のほかに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業（同項第2号の店舗型性風俗特殊営業の委託を受けた者に限る。）を営んでいる者

## お問合せ

美里町役場 農林商工課 産業振興係 TEL: 0495-76-5133

